

男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本的な方向についての中間整理

取りまとめに当たっての考え方

1. 男女共同参画基本計画（現行計画）

男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、平成 12 年 12 月に閣議決定された、男女共同参画に係る初めての法定計画である。

男女共同参画社会基本法においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、男女共同参画基本計画においては、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に示し、推進することとしている。

また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意している。

男女共同参画基本計画は 3 部構成となっており、第 1 部において、男女共同参画社会基本法の制定までの経緯とそれを踏まえた計画の基本的考え方と構成を示し、第 2 部において、施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容を示している。第 3 部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示している。

第 2 部では、11 の重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成 22 年（西暦 2010 年）までを見通した、長期的な政策の方向を記述し、「具体的施策」において平成 17 年（西暦 2005 年）度末までに実施する具体的施策を記述している。

2. 現行計画策定後の主な取組

内閣機能強化の一環として平成 13 年に設置された内閣府に、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議が設置され、内部部局として男女共同参画局が設置されるなど、男女共同参画に関する推進体制が強化された。

男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査が行われてきた。

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等については、平成 13 年に「仕事と子育ての両立支援策の方針」を、平成 14 年に施策についての苦情の処理及

び人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策を取りまとめるとともに、内閣総理大臣からの検討指示を受け検討を進めてきた「女性のチャレンジ支援策の推進」について、平成 15 年に会議決定を行い、これを踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも 30% 程度になることを期待し、各分野における自主的な取組が進められることを奨励している。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視については、平成 14 年に国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進及び「仕事と子育ての両立支援策の方針」に係る施策について、平成 15 年に男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供について、平成 16 年に男女共同参画社会の視点に立った政府開発援助（ODA）の推進及び国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について会議決定を行った。

さらに、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査については、男女共同参画会議に置かれた影響調査専門調査会において、平成 14 年に「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」について、平成 16 年に「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」について報告を取りまとめた。

3. 現行計画策定後の状況変化

（1）長期にわたった経済活動の低迷と雇用環境の悪化が女性に及ぼした影響

日本経済は、バブル崩壊後 10 数年の間、低迷を続けてきた。完全失業率は 2004 年には 4.7% となっており、若年失業と長期失業が増加している。

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は 48.3% で、年齢階級別に見ると、子育て期に当たる 30 歳代前半で低下する M 字型カーブを描いている。また、1985 年に 28.4% だった女性のパート・アルバイト比率は 2004 年には 40.4% に急増している。正社員とパートで賃金格差が存在し、パートタイム労働に女性が比較的多く就いていることが、男女間の収入格差をより拡大させている。

（2）グローバル化の進展

90 年代前半の冷戦終結以降、中国、東欧等旧共産主義諸国の市場経済化が進展し、世界経済では市場競争が激化している。

グローバル化の一層の進展に伴い、財・人・資本・情報を引き付けることに成功した国が発展する一方、それに失敗する国が世界の流れに取り残される。

アジア市場を始めとして、高い購買力のある市場が急速に拡大している。そうした中で、2000 年以降、F T A（自由貿易協定）の数が急増するなど、地域経済統合が大きく進んでいる。

世界規模、特にアジア諸国の経済発展に伴い、地球温暖化への対応や、エネルギーの安定的確保が世界的規模での重要な課題となっており、その解決のため、国際的枠組みづくりが急務となっている。

（3）情報化・知的価値重視・文化の魅力

情報化の進展により、地理的・時間的な距離を越えた価値の共有が容易となり、

働き方、住み方、人とのつながり方などが大きく変化している。

知的価値の生産やその活用、文化的価値がより尊重される時代を迎えつつある。知的価値・文化的価値を生み出す源泉は、工業社会で必要とされた大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し総合的な発想力を持つ多様な個人である。

自由な創意工夫が知的価値を生み出す時代には、画一的な基準を満たすための規制ではなく、健全な競争の促進と、公正を担保するための新たなルールが必要となってくる。

(4) 少子・高齢化と家族形態の変化

少子高齢化は、先進国が直面し、アジア近隣諸国で遠からず現実のものとなる世界的な潮流である。日本の場合その動きは急速であり、合計特殊出生率は、人口置換水準を大きく下回り 2020 年には 1.38（低位推計では 1.11）になると予測されている。人口は 2006 年をピークに減少を始め、2010 年代には本格的に人口が減少すると予想される。65 歳以上の老年人口比率が 2025 年には 28.7%となるなど高齢化の進展も速く高水準である。2030 年には現在より約 1000 万人程度人口が減り、約 5 人に 1 人が 75 歳以上の超高齢社会になる。また、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加するなど世帯規模の縮小が継続している。

(5) 地域社会の変化等

経済成長や情報化の進展に伴い、個人の職場、家庭、地域等への帰属意識が多様化している。地方の経済状態は厳しい状態が続く中、人材や歴史といった多様な資源を生かし、知恵と工夫で地域の魅力・個性を発揮する必要がある。また、地方分権が進展する中で住民参加が不可欠となっており、地域における男女共同参画社会形成の重要性がさらに増大すると考えられる。

4 . 中間整理の構成と重点事項

本中間整理においては、政府が新しい男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について、現行の男女共同参画基本計画の下での施策の実施状況を踏まえ、取りまとめている。

まず、**では**、現行計画の内容及びその後の状況を概観しながら中間整理に当たったの考え方を示した。**では**、「現行計画の達成状況・評価」と、平成 32 年（2020 年）までを見通した「施策の基本的方向」及び平成 22 年（2010 年）度末までに実施する主な「具体的な取組」を記述している。また、これらの様々な取組を総合的に推進していくためには、基盤となる男女共同参画社会形成のための推進体制が重要であることから、**において**、その整備・強化について示すこととした。

本中間整理において、新しい男女共同参画基本計画で特に重点的に取り組むべきと考える事項及び新たに盛り込むべきとして示した事項のうち、主なものは次のとおりである。

2020 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。そ

の際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）（*）が2004年において78か国中38位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

（*）ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）：国連開発計画（UNDP）が毎年「人間開発報告書」において公表。女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・管理職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促す。

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討を進め、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。特に公務員については、現在行われている定年退職後の再任用短時間勤務職員のみでなく、一般の常勤職員としての短時間勤務制度の導入について早期に検討する。また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。

新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。

生涯を通じた健康の保持増進を図るに当たり、性差に応じた的確な医療である性差医療（*）を推進する。

（*）性差医療：1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。

男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。